

# 堺市歴史的風致維持向上計画 概要版（案）



## I章 計画策定の背景と目的

歴史的風致とは「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（歴史まちづくり法第1条）であり、人々の活動と建造物等が相まって醸し出される良好な歴史的環境のことです。

本市は、百舌鳥古墳群に代表されるように古代から輝く歴史を有し、中世の自治都市としての発展など、独自の歴史・文化を築いてきました。そこで、本市固有の歴史・文化を大切にし、また、それを活かすことで都市の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人に感動を与えられるようなまちをめざし、総合的な施策をまとめた歴史的風致維持向上計画を策定するものです。

## Ⅱ章 堺市の地域特性

### 古代（古墳時代まで）

- 堺の地に人が生活した痕跡は、15,000年ほど前の旧石器時代にさかのぼり（南花田遺跡）、弥生時代の遺跡には和泉地域を代表する集落跡である四ッ池遺跡があります。
- 古墳時代には4世紀末から5世紀後半にかけて、日本最大の大きさを誇る仁徳天皇陵古墳をはじめ、大型の前方後円墳が築造され、百舌鳥古墳群が形成されています。美原区域では鉄製の武器や武具を大量に納めた黒姫山古墳が5世紀中頃に築造されました。
- 泉州丘陵では、5世紀初め頃から須恵器の生産が始まり、他に例をみない大規模な生産地として約500年の間、続けられました（陶邑窯跡群）。



百舌鳥古墳群



### 古代（飛鳥時代以降）

- 大和国と堺を結ぶ長尾街道（大津道）、竹内街道（丹比道）、難波宮と堺を結ぶ難波大道などの陸路が整備されました。
- 奈良時代から平安時代にかけては、古代の土地制度である条里制による、碁盤目状の土地区画がなされています。
- 神亀4年（727）に行基が土師郷に大野寺を建立し、土と瓦を用いて造られた土塔が築かれました。



土塔



### 中世

- 堺という地名は平安時代の藤原定頼の歌集にある「さか井と云所にしほゆあみにおはしけるに」に初めて見られます。
- 堺浦は漁港として発達しましたが、応仁・文明の乱（1467～1477）のため遭明船が兵庫に代わって着岸するようになったことがきっかけとなり、海外交易港として発展しました。
- 天文12年（1543）に種子島に伝來した鉄砲は数年後には堺で製造が始まられ、この地は全国一の鉄砲産地となりました。
- 茶の湯は富裕な町衆を中心に発展し、千利休らにより侘び茶が完成されました。
- この頃に農村部周辺では、こおどりをはじめとする個性豊かな祭礼・行事がはじまったといわれています。



中世の堺を描いたとされる『住吉祭礼図屏風』



## 近世

- ・慶長 20 年(1615)の大坂夏の陣により、堺は甚大な被害を受けましたが、江戸幕府による復興が進められ(元和の町割)、その後、煙草庖丁や鉄砲鍛冶、線香など多岐にわたる商工業の町として発展しました。
- ・宝永元年(1704)に大和川が付替えられたことに伴い、河口部では新田開発が進められました。また、百舌鳥古墳群周辺での夕雲開など近郊部での新田開発も行われ、水路や溜池の整備が進みました。
- ・寛政初年(1790)頃から港の修築が開始され、20 年の歳月をかけて、現在の堺旧港の原型が完成しました。



## 近代

- ・明治維新後、慶応 4 年(1868)に堺県が設置されました。
- ・明治 3 年(1870)には、戎島に洋式紡績工場が操業を開始しました。また、緞通や煉瓦、紡糸などの関係会社や工場も多く建てられ、工業都市としての発展をみせています。
- ・堺時代には近代公園の先駆けとなる浜寺公園や砲台場の跡地に大浜公園が整備され、行楽客で賑うとともに、周辺の堺燈台の建造や港湾改修なども進められました。
- ・鉄道網の発達に伴い、大美野や上野芝などに良好な住宅市街地の形成が進められました。



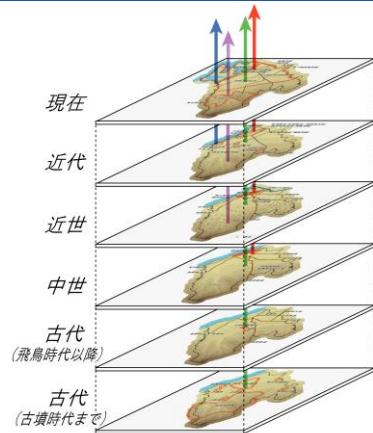
## 現代

- ・終戦後には戦災都市に指定され復興が進められました。
- ・昭和 30 年代、大阪府は堺・泉州沖に埋立地を造り、鉄鋼・石油化学などの重化学工場を誘致する計画を立て、工業都市として大きく飛躍しました。
- ・昭和 40 年には新金岡団地の建設とともに泉州ニュータウンが建設され、あわせて泉州高速鉄道が開通するなど、鉄道網が更に拡充するとともに市街地も大きく拡大しています。
- ・美原区域では昭和 30 年頃から急激に人口が増加し、府営住宅団地・大阪木材工場団地が造られました。
- ・現在では、港湾部への工場の立地が進むとともに、商業・業務地区として堺東を中心に都心部が発展しています。



### Ⅲ章 堺市の維持向上すべき歴史的風致

古代より海に開かれた堺は、中世以降、海を通じて広く世界へと繋がる流通往来の拠点として発展を続け、人・物・情報が集まり、各時代に新しい文化を生み出しています。さらに伝統を反映した人々の活動は歴史・文化の重層的な発展とともに、良好な市街地を育み、堺の特徴ある歴史的風致を形成してきました。古代を起源とする歴史の核となる百舌鳥と中世を起源とし海に開かれた本市の歴史の核となる環濠都市は、周辺地域の歴史文化の醸成にも大きな影響を与えてきた地域であり、地域住民による祭礼行事が継承されている近郊集落と近代以降に行楽地として発展した海浜部をあわせた4つの地域を中心に、さまざまな時代を背景とした歴史的風致が形成されています。



#### 百舌鳥

##### 百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致

近世から現在に至るまで、地域の人々をはじめ多くの人々が、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳群を訪れ、陪塚を従えた巨大な古墳を造りえた大王の存在に畏敬の念を抱くなど、特別な思いをはせてきました。

##### 月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致

百舌鳥八幡宮の秋祭りである月見祭や、正月に氏子の間で行われる百舌鳥精進を通して、地域の人々がひとつとなるとともに、伝統・文化・歴史を大切にする心が今もなお地域に根付き、大切に守り継がれています。

#### 環濠都市

##### 伝統産業にみる歴史的風致

環濠都市内の町家で今も製造販売が行われている刃物や線香などの伝統産業は、歴史的に先進性・個性・創造性を持った世界に誇る匠の技術に支えられており、訪れる人々の多くがその技と特別な空間に魅了されます。

##### 神輿渡御祭にみる歴史的風致

神輿渡御祭は、『住吉祭礼図屏風』にも描かれる盛大な祭りの様子と賑わう街道やまちなみと一体となり、堺と住吉大社との古くからのつながりがもつ伝統の重み、海とともに歩んできた堺の人々の信仰心を伝えています。

##### 茶の湯にみる歴史的風致

中世において、千利休をはじめとする堺の茶人が大きな影響を与えた茶の湯が持つ礼節やもてなしの心は、今もなお堺において広く伝わり、市内外の人々が流派にとらわれることなく、茶の湯の文化にふれることができます。

#### 近郊集落

##### こおどりをはじめとする伝統行事・祭礼にみる歴史的風致

地域性や自然環境に即して形成された多様な集落では、桜井神社をはじめとする由緒ある神社を中心に豊穣や豊漁を祈念する個性豊かな祭礼が地域住民によって行われ、伝統を受け継ぎ、守り続ける地域の誇りとなっています。

#### 海浜部

##### 海浜部の行楽にみる歴史的風致

古くからの景勝を今に受け継ぎ、歴史香る憩いの場として親しまれている浜寺公園や大浜公園は、各時代に行楽地として最先端を歩み、昔も今も変わることなく、多くの人々に親しまれ、その賑わいは絶えることがありません。

## 環濠都市



伝統産業にみる歴史的風致



神輿渡御祭にみる歴史的風致



茶の湯にみる歴史的風致

## 近郊集落



## 海浜部



海浜部の行楽にみる歴史的風致

## 百舌鳥



百舌鳥

環濠都市

近郊集落

海浜部

### 歴史的・文化的資産

- 歴史上価値の高い建造物
- 歴史及び伝統を反映した人々の活動

0 1 2 3 4 5 km

## IV章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針

#### 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題

本市には高い価値を有する古墳や町家、寺社など歴史的建造物が数多く残されています。古墳における墳丘の損傷や、伝統文化・伝統産業を担い、育んできた町家の老朽化などが進みつつあることから、その保存・活用が課題となっています。

#### 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題

古墳においては、これと一体となった緑地があるものの周辺の建物や園内の樹木が古墳への眺望を一部で阻害しています。また神輿渡御祭の際に多くの人々で賑わう紀州街道沿道では、建替えなどにより連続性のあるまちなみが失われつつあるなど、その取り巻く周辺環境に課題を抱えています。

#### 「伝統を反映した人々の活動」に関する課題

近年の生活スタイルや産業構造の変化を背景に、地域に根付いていた伝統産業への関心が薄れつつあるとともに、堺で育まれた「茶の湯文化」が持つ深みを広く伝えきれていないことや祭礼の歴史的意義や大切さへの認識の希薄化による次世代の担い手不足が課題となっています。

#### 「歴史文化に対する市民等の意識」に関する課題

多くの市民が本市の歴史・文化資源に触れつつも身近に感じていない面があり、その「素晴らしさ」に対する理解や愛着を市民全体、市外の人々も含め共有できておらず、このことを市内外に十分発信できていないこと、案内表示など「おもてなしの準備」が不足していることが課題となっています。

堺市マスタープランに示す重点プロジェクトである「歴史文化のまち堺・魅力創造」の実現に向け、関連する分野別計画との連携を図りながら、歴史的風致に関する現状と課題を踏まえ、その維持及び向上を図るための基本方針を下記の通り設定します。

## 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

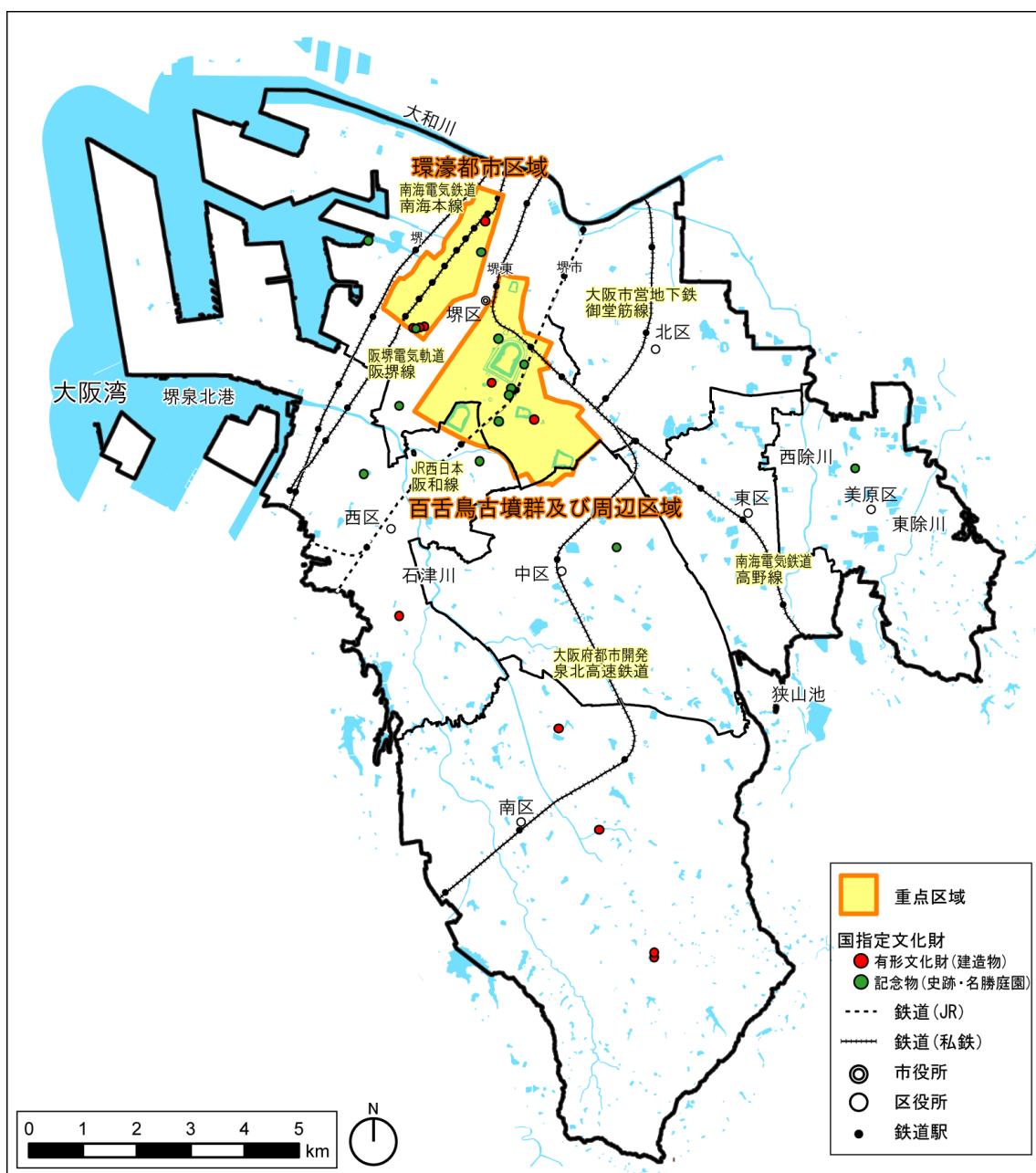
- (1) 古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用
- (2) 「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興
- (3) 古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出
- (4) 歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有

## V章 重点区域の位置及び区域

### 重点区域の位置および区域

歴史的風致の核となる重要文化財や史跡をはじめとする指定等文化財だけでなく、指定等以外の古墳や町家等の歴史的建造物が集積し、本市における歴史的風致の多くが育まれている反面、課題を多く抱え、市の施策を重点的に推進する必要性が高まっている「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と「環濠都市区域」を重点区域として設定します。

両区域は本市が歩んできた歴史においても特別な存在であり、多くの市民がこのことを十分に認識していることから、当該地域での取組みが市民全体の意識醸成を促進するきっかけとなり、全市的な歴史的風致の維持向上にも繋がることが期待できます。



重点区域の位置

## 『百舌鳥古墳群及び周辺区域』 面積：617ha

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、「百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致」「月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致」の2つの歴史的風致が存在します。区域内には歴史的風致の核となる、史跡の丸保山古墳、塚廻古墳、収塚古墳、いたすけ古墳、長塚古墳と、重要文化財の高林家住宅が存在するほか、宮内庁により陵墓指定されている仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳、陵墓参考地であるニサンザイ古墳、御廟山古墳などが残されています。

近世より仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳を中心とした百舌鳥古墳群の周遊が行われ、百舌鳥八幡宮の氏子の集落では、地域の人々により月見祭などの祭礼や百舌鳥精進などの伝統行事が現在まで守り続けられています。このように、百舌鳥古墳群及び周辺区域は、本市が世界に誇るべき有数の歴史的資産を中心として地域の営みが培われた足跡を今に伝える伝統ある市街地であり、これらの歴史的風致を構成する古墳などの歴史的建造物等の分布を踏まえ、これらを包括する範囲を重点区域として設定します。

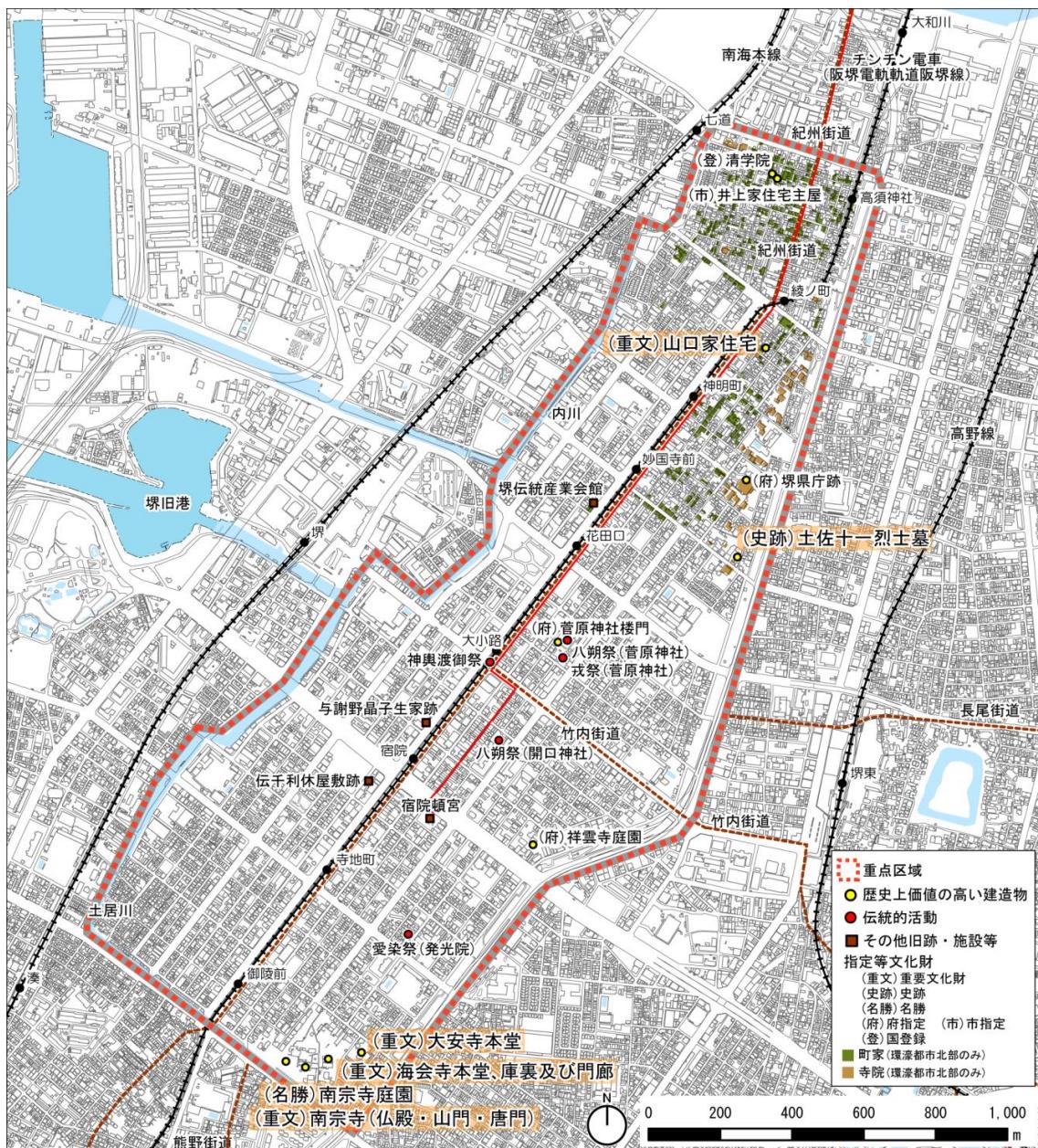


重点区域「百舌鳥興奮群及び周辺区域」の区域と歴史・文化資源の分布

## 『環濠都市区域』 面積：250ha

環濠都市区域には「伝統産業にみる歴史的風致」「神輿渡御祭にみる歴史的風致」「茶の湯にみる歴史的風致」の3つの歴史的風致があります。堺は古くから海に開かれ発展してきた都市であり、中世には北、東、南の三方を濠で囲み、西は海に開かれてきました。江戸時代に行われた「元和の町割」は、直交する東西の大小路と南北の大通筋(紀州街道)を基準とし、各々並行させた長方形の短冊型地割であり、今もこの形が街区構成の基本となっています。宝永元年(1704)に大和川が付け替えられた後、土砂の堆積に伴い河口部では新田開発が進み、天保6年(1835)には内川と土居川がつながり現在の環濠の形となりました。

現在の市街地には、茶の湯にみる歴史的風致の核となる重要文化財の南宗寺(仏殿・山門・唐門)をはじめ、山口家住宅、大安寺本堂があり、刃物・線香に代表される伝統産業や神輿渡御祭(おわたり)が受け継がれる市街地には町家などの歴史的建造物等が広く分布しています。この地は各時代に生まれ、現在まで受け継がれた様々な伝統を知り、触ることができる市街地であり、これらの建造物を包括し、さらに伝統を今に伝える環濠に囲まれた範囲を重点区域として設定します。



重点区域「環濠都市区域」の区域と歴史・文化資源の分布

## VI章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は百舌鳥古墳群に代表されるように、古墳時代をはじめ、中世、近世、近代を経て現代に至る各時代の歴史・文化資源を全市にわたって分布しています。これらの文化財は、本市の自然的・社会的特性を反映し、地域の生業や生活と密接に関わって継承されてきたものであり、本市の成り立ち、歴史・文化を理解する上で重要な要素となっています。そのため、市内に分布する多様な文化財の保全継承に努力するとともに、文化財の価値を伝え、市民の本市に対する愛着の醸成や、魅力的なまちづくりに寄与するように努めることとします。

### 文化財の修理（整備）に関する方針

- 文化財の保存修理にあたっては、文化財保護法やその他関連法令に基づき、適切な保存が行われるように、計画的な修理及び整備を実施します。
- 現状変更等を伴う修理や整備の実施に際しては、堺市文化財保護審議会の意見を踏まえるほか、必要に応じて文化庁や大阪府教育委員会と協議を行い、特に専門性が必要な場合には、研究機関等の専門家から助言を得て実施します。
- 修理にあたっては、事前の調査や既存資料に基づき適正な措置を取るとともに、修理等にあわせて詳細な調査・記録を実施し、将来に向けた資料作成も行うこととします。
- 市をはじめ、所有者等による日常的な点検も重要であり、連絡及び連携体制についても整備を進めます。

### 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

- 本市の文化財の保存・活用を行うための施設として堺市博物館を活用し、現状の役割を維持しつつ、文化財保護・啓発に関する情報発信を行います。
- みはら歴史博物館や泉北すえむら資料館については、地域の歴史を踏まえつつ特色ある展示を行います。

### 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の指定等、文化財保護法による文化財の保全とともに、都市計画法にもとづく地域地区による市街地環境の保全や、堺市景観計画及び堺市景観条例による地域に応じた良好な景観の誘導、屋外広告物条例による屋外広告物の掲出の制限など、各種施策との連携を図ります。

- 百舌鳥古墳群及び周辺区域においては、緑豊かな古墳と一体となった市街地環境を保全・創出することが重要なため、建築物の高さや色彩などの形態意匠について、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用及び屋外広告物の掲出のあり方についても検討します。
- 環濠都市区域においては、文化財の指定等により、核となる文化財の保存を図りながら、これらと調和した歴史的なまちなみを形成するため、歴史的建造物の保存・修理や、建築物等の伝統的意匠を採り入れた修景に対する支援、道路の美装化などについて検討します。そのほか、歴史的まちなみの保全やこれと一体となった周辺市街地景観の形成に向け、都市計画手法や景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用について検討します。

## VII章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

### 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

歴史的風致の形成にあたって核となる歴史的価値のある建造物の保存や修理を行うとともに、これら建造物を中心に創り出される良好な景観を維持向上させるため、周辺環境の向上をめざします。

また、これらの歴史と伝統を反映する人々の活動に対する支援として、伝統産業を守り伝える人々、並びに百舌鳥古墳群の周遊を支える人々の活動を支援するとともに、環濠(内川、土居川)や古墳をはじめとする歴史文化資源を巡る回遊性の向上に向け、案内板並びに堺環濠都市の中心に位置し、回遊の基軸となる阪堺線の停留場などを整備・改修します。さらには堺の歴史文化の情報発信・交流の拠点となる展示・交流施設や体験学習施設など、訪れる人々に本市が持つ歴史的風致の魅力を伝え、共感を育み、永く未来へと継承できるよう取組みます。

古墳時代をはじめ、各時代に培われてきた 多様な歴史・文化資源の保存と活用  歴史的風致を形成している建造物の整備と管理 (保存・修理事業など)	古墳や歴史的まちなみを活かした 魅力ある景観の創出  歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上 (道路整備・修景など)
<p>【百舌鳥古墳群及び周辺区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○百舌鳥古墳群整備事業</li><li>○重要文化財高林家住宅保存修理事業</li></ul> <p>【環濠都市区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○歴史的建造物保存修理事業</li></ul>	<p>【百舌鳥古墳群及び周辺区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○視点場の整備に関する調査検討</li><li>○百舌鳥古墳群水質改善事業</li></ul> <p>【環濠都市区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○まちなみ再生事業</li><li>○ザビエル公園再整備事業</li><li>○宿院町公園再整備事業</li><li>○阪堺線停留場美装化事業</li><li>○紀州街道沿道の景観づくり (阪堺線沿道の植栽帯の改善)</li></ul>
<p>「もののはじまり何でも堺」に象徴される 伝統の継承と振興  歴史と伝統を反映した人々の活動の支援</p>	<p>歴史の重層性により育まれた 堺の都市魅力の発信と共有  その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項</p>
<p>【百舌鳥古墳群及び周辺区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組み</li></ul> <p>【市域全域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○堺市地域文化遺産活用活性化事業</li><li>○ボランティアガイドの育成・支援</li><li>○堺市地場産業振興事業補助事業</li><li>○堺市伝統産業後継者育成事業補助事業</li><li>○堺市ものづくりマイスター制度</li></ul>	<p>【百舌鳥古墳群及び周辺区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○百舌鳥古墳群に関する情報発信</li><li>○百舌鳥古墳群周辺案内板の整備</li><li>○百舌鳥古墳群ガイダンス施設の整備</li></ul> <p>【環濠都市区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○環濠都市区域内における案内板の改善</li><li>○自転車を活用した回遊性の取組み</li><li>○文化観光拠点整備事業</li></ul> <p>【市域全域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○史跡・重要文化財等公開事業</li><li>○学校教育の場での茶の湯体験 (堺・スタンダード事業)</li></ul>

## 百舌鳥古墳群及び周辺区域における事業



## 環濠都市区域における事業



- 阪堺線停留場美装化事業
- 紀州街道沿道の景観づくり
- 環濠都市区域内における案内板の改善
- 自転車を活用した回遊性向上の取組み

### 【市域全域】

- 堺市地域文化遺産活用活性化事業
- ボランティアガイドの育成・支援
- 堺市地場産業振興事業補助事業
- 堺市伝統産業後継者育成事業補助事業
- 堺市ものづくりマイスター制度
- 史跡・重要文化財等公開事業
- 学校教育の場での茶の湯体験(堺・スタンダード事業)

## VIII章 歴史的風致形成建造物に関する事項

### 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域においては、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的風致を形成する上で重要な歴史的建造物について、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、歴史的風致形成建造物として指定します。

### 歴史的風致形成建造物の指定の基準

重点区域における歴史的風致を形成している建造物等で、以下のいずれかに該当するものを指定します。

1. 意匠・形態・技術性が優れているもの。
2. 歴史性、希少性、地域的な固有性などの観点から保存が必要なもの。
3. 外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもので、所有者又は管理者等による適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の活動が継続的に行われる見込みがあるもの。

### 歴史的風致形成建造物の指定の条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とします。

1. 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項に基づく府指定有形文化財(建造物)及び同条例第46条第1項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝。
2. 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項に基づく堺市指定有形文化財(建造物)及び同条例第33条第1項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝。
3. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財。
4. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物。
5. その他、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの。

### 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本的な考え方

維持管理の基本的な方針は次の通りです。

1. 歴史的風致形成建造物の様式や特徴を顕著に示す意匠や形態に関して、史実に基づいた保存又は復元に努めるとともに、歴史的風致を形成している人々の活動の場としての利活用を妨げないよう適正に維持・管理を行い、歴史的風致の維持向上につなげる。
2. 歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持向上のため、また地域住民および来訪者が地域の歴史的風致を体感できるよう、積極的に公開・活用を図る。公開にあたっては、通常外部から望見される外観だけでなく、可能な範囲で内部公開に努める。
3. 歴史的風致形成建造物が、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)、堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)に基づく文化財指定又は登録等、景観法に基づく景観重要建造物の指定、またその他法令に基づく指定等がされている場合は、上述の方針1.を踏まえた上で、該当する法令に基づいた適正な維持・管理を行う。
4. 景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物については、上述の方針1.を踏まえた上で、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るために、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。
5. 他の法制に基づく指定等が行われていない歴史的風致形成建造物に関しては、詳細な調査を行うとともに、その価値に応じた文化財指定、登録等による保護を図るように努める。